

平 23 福個答申第 5 号
平成 24 年 1 月 23 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(〇〇局〇〇〇部〇〇〇課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定及び非開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 4 月 15 日付け〇〇第 1775 号及び平成 23 年 4 月 27 日付け〇〇第 135 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

1 諮問第 49 号

『平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録」の一部開示決定処分に対する異議申立て

2 諮問第 57 号

『平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考』における小論文答案」の非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

第 1 審議会の結論

1 諮問第 49 号

『平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考』における小論文評価記録，面接評価記録，総合評価記録」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報 1」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部開示決定により非開示とした部分のうち，別表に示す部分については，開示することが妥当である。

2 諮問第 57 号

『平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考』における小論文答案」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報 2」という。）について，実施機関が行った非開示決定処分は，妥当である。

第 2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が異議申立人に対して行った，本件個人情報 1 に係る平成 23 年 1 月 26 日付けの一部開示決定処分及び本件個人情報 2 に係る平成 23 年 3 月 18 日付けの非開示決定処分（以下あわせて「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての経過

(1) 諮問第 49 号

① 平成 23 年 1 月 17 日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき，『平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考』に係る『小論文』の評価の記録の一切，『面接』における面接官の面接記録，評価の記録の一切，及び総合評価の記録の一切」の開示請求を行った。

② 平成 23 年 1 月 26 日，実施機関は，本件個人情報 1 について，その一部を条例第 20 条第 6 号に規定する非開示情報に該当するとして，その余の部分を開示する一部開示決定処分を行い，その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 23 年 3 月 25 日，異議申立人は，一部開示決定処分について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

(2) 諮問第 57 号

① 平成 23 年 3 月 9 日，異議申立人は，実施機関に対し，条例第 18 条第 1 項の規定に基づき，『平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考』における小論文答案」の開示請求を行った。

- ② 平成 23 年 3 月 18 日、実施機関は、本件個人情報 2 について、条例第 20 条第 6 号に規定する非開示情報に該当するとして非開示決定処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成 23 年 4 月 15 日、異議申立人は、非開示決定処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成 23 年 7 月 20 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 特別選考について

- ① 本件の特別選考は、労使確認のもとに行われたものであり、確認書の取り決めのとおり、福岡市□□□における経験や勤務実績を踏まえた選考が行われたかどうかを積極的に明らかにすべきである。
- ② 実施機関の弁明は、特別選考が行われた経緯等を見做して意図的に一般選考と混同した上、選考の公平・公正について説明責任を果たそうとしない不当なものである。
- ③ 特別選考を受けるにあたって、評価を受けることは覚悟していたが、合否が出されるとは考えていなかった。不合格になる経過を明らかにしてほしい。
- ④ 実施機関は、平成▲年度に特別選考と同様の試験を行い、平成△年度も選考試験の実施を予定していると主張するが、これは労使で確認されたことと明らかに異なり、今回限りのものである。したがって、本件の特別選考と今後行われる一般の選考試験を同列に論じるのは誤りであり、非開示理由に「今後の選考試験への支障」を挙げる実施機関は前提を誤っている。

(2) 評定員及び面接員の氏名について

- ① 評定員及び面接員の氏名が開示されなければ、その分野に深い見識を持つふさわしい人物か否かの客観的判断は不可能であり、実施機関が開示しないことは、説明できない選考や説明と異なる人物に依頼しているのではないかとの不信感を与え、公平・公正な選考がなされたのか疑いを増大させる。
- ② 異議申立人は、評定員や面接員に問い合わせや苦情を集中する意図はなく、評定員等への個人攻撃につながるなどとする実施機関の主張は不当である。

(3) 評定点数、小論文の平均、各面接員の判定、特記事項等、小論文答案について

- ① 実施機関は、評定点数等や小論文答案を開示することによって、試験の当・不当が争われる可能性があり、問い合わせや苦情で事務局の業務に支障を

及ぼすおそれがあるなどと主張するが、選考が公正に行われていれば、評定点数等や小論文答案の開示によって試験の正当性が明確になるものである。問い合わせ等が事務の負担になるとの理由で試験の正当性について説明責任を果たさない上に、開示を求めることを苦情と決めつけており、市民が自分自身に関わる情報を知る権利を侵している。

- ② 特別選考は、勤務している者を対象に行われたものであり、公募試験と違って相対評価する必要のない試験だと思っている。絶対評価は本人に開示されるべきである。また、合格者は引き続き勤務することになることから、評定結果が各受験者に開示され、本人が自己研鑽に役立てることは有益であり、市民サービス向上にも資する。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 23 年 7 月 20 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 特別選考及び一般選考について

- ① 福岡市□□□では、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号による非常勤特別職の嘱託員■名を任用しており、任用期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年以内である。また、□□□嘱託員就業要綱により、任期中の勤務成績が良好で公務上特に必要があるときは、1 年を超えない範囲内で任用期間を更新できるものとし、その更新回数制限は◇回までとしている。
- ② 特別選考は、上記の嘱託員■名のうち◆名が平成▲年度末をもって更新回数制限による任用期間が満了することから、更新回数制限の撤廃を要求する●●●と労使交渉を重ねた結果、平成△年度の嘱託員の新たな任用にあたって、「更新回数の満了に伴う新たな任用については、嘱託員のこれまでの福岡市□□□における経験や勤務実績を踏まえ、まずは、□□□において現に勤務し、今年度末（平成△年 3 月 31 日）をもって更新回数制限による任用期間が満了する嘱託員を対象者とした特別選考を実施し、試験により優秀な人材を選考する。なお、この特別選考によって必要な人員が確保できない場合は、公募による一般選考を実施し、優秀な人材を選考する。」という内容の合意をし、実施した試験である。
- ③ 特別選考後に実施した、公募による一般選考は、実施時期、一般教養試験実施の有無に違いはあるものの、それ以外は、同一の組み立て、同等の選考基準・評価基準で実施している。
- ④ 今後の選考試験の予定については、今年度末（平成×年 3 月 31 日）で更新回数制限による任用期間が満了する嘱託員がいることから、来年度の新たな任用にあたっての選考試験を実施しなければならないと考えている。また、今後何らかの事情で欠員が生じた場合も公募による選考試験を実施し、特別

選考と同様の試験を実施することとなる。

- ⑤ なお、労使確認書の趣旨は、労使交渉の経緯から、福岡市□□□における経験や勤務実績があり、現在勤務している嘱託員を対象とした特別選考を実施することを述べているものであって、異議申立人が主張するような特別選考を実施する際に、□□□における経験や勤務実績を評価して選考するものではない。

(2) 条例第 20 条第 6 号該当性について

市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため非開示としたものであり、具体的な理由は以下のとおりである。

① 評定員及び面接員の氏名について

ア 評定員及び面接員に求められることは、それぞれが自己の良識の下、専門的識見を活用して、自主的に、公正中立な評定・判定を行うことであり、このような評定・判定においては、受験者の個々の具体的な採点について、すべてを詳細かつ具体的、客観的に説明することは、小論文試験においても容易ではない。また、面接試験においても困難であり、想定されていない。

イ 評定方法や判定結果等を開示しているため、評定員及び面接員の氏名を開示すると、受験者等から評価の妥当性に関する問い合わせや苦情が集中する可能性が大きく、その場合、十分に時間をかけて説明を尽くしたとしても、採点や判定に不満を持つ者が納得することは困難であり、評定員及び面接員の本来業務及び事務局の業務に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 評定員及び面接員は、評定に受験者個人に対する主観が入るのではないかという疑念が生じないようにするため、受験者の直属の上司以外で、□□□に関する業務内容を熟知している、あるいは、他の施設等で福岡市□□□と類似の職務を行うことにより職務内容を把握している、限られた人材の中から依頼しているところであり、氏名を開示すると、評定員及び面接員の心理的な負担が増大し、今後の評定員及び面接員の確保が困難になる。

エ 評定員及び面接員の氏名の開示が前提になると、受験者等からの苦情等を回避することを念頭に置かざるを得ない状況となり、公正中立な評価を行うという評定員及び面接員の基本的な姿勢が萎縮し、小論文試験及び面接試験のあり方が大きく損なわれる。また、問題作成においても、問い合わせや苦情に回答しやすい機械的なものに偏っていくことが十分に予想され、機械的、断片的な記憶に頼っても高得点が獲得できる結果をもたらすなど、嘱託員に必要な知識や専門性、適性や対応力等を的確に問うために行う小論文試験の実施そのものを困難にするおそれがある。

② 評定点数，小論文の平均，各面接員の判定，特記事項等について

ア 評定員及び面接員の氏名が判明していなくとも，小論文試験及び面接試験の評定項目，評定の内容，配点，評定方法，判定結果を開示していることから，これに加えて評定点数，小論文の平均，各面接員の判定を開示すると，評定員間及び面接員間の評定点数の差異や面接員間の判定の差異を取り上げる，第三者の評価を付す，などにより，評価を争う可能性が極めて高く，十分に時間をかけて説明を尽くしたとしても，採点や判定に不満を持つ者が納得することは困難であり，業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに，評定員及び面接員の心理的な負担が増大し，評定員及び面接員を確保することが極めて困難になる。また，誤解や反発が生じることをおそれて率直な判断を記入せず，当たり障りのない評価や判断を記載することとなることが危惧され，公平・公正な評価ができなくなるおそれがある。

イ また，受験者や第三者等が評定点数等を分析することにより，受験対策に利用され，受験者の本来持つ能力の判定ができなくなり，公平・公正な試験の実施ができなくなる。

ウ 受験者と対面して行う面接試験では，受験者が面接員の氏名を知り得ることも考えられ，評定点数や各面接員の判定の開示が前提になると，評価が形骸化するおそれが極めて高い。

エ 特記事項等の開示が前提になった場合，面接員は，個々の受験者等からの苦情等を回避することを念頭に置かざるを得ない状況となり，自らの率直な評価を記入しない，あるいは，当たり障りのない評価や判断を記載することとなることが危惧される。その結果，評価が形骸化し，選考試験事務の運営に支障を及ぼすおそれが極めて高い。

③ 小論文答案について

ア 小論文テーマごとの評定項目，評定の内容，配点，評定方法，判定結果を開示していることから，これに加えて小論文答案を開示すると，その内容と判定結果との結びつきが確実であり，また，他の答案との比較によって，正当でなくともより具体的で不当な主張を行うことが可能となり，さらに，第三者の評価を付すなど，評価を争う可能性が極めて高く，問い合せや苦情は大変深刻なものとなる。また，十分な時間をかけ説明を尽くしたとしても，評価に不満を持つ者が納得することは困難であり，業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに，評定員の心理的な負担が増大し，評定員を確保することが極めて困難になる。

イ 小論文答案の開示が前提となった場合，受験者等からの苦情等を回避することを念頭に置かざるを得ない状況となり，公正中立な評価を行うという評定員の基本的な姿勢が萎縮し，小論文試験のあり方が大きく損なわれる。また，問題作成においても，問い合せや苦情に回答しやすい機械的なものに偏

っていくことが十分に予想され、そのような小論文問題は、穴埋め式の問題等と大差がなくなり、機械的、断片的な記憶に頼っても高得点が獲得できる結果をもたらすなど、嘱託員に必要な知識や専門性、適性や対応力等を的確に問うために行う小論文試験の実施そのものを困難にするおそれがある。

ウ 小論文のテーマは、□□□の役割を基本に嘱託員の職務内容に応じて設定することとなるため、出題するテーマは自ずと限定され、同一のテーマや同一傾向で出題する可能性が高いことから、答案を開示するとどのような答案が高得点かが判明し、不合格とならない答案を作ることが可能となる。その結果、受験者の本質的な能力を見極めることが困難となる。

第4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

1 本件個人情報1及び本件個人情報2について

(1) 本件個人情報1は、実施機関が「平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考」に際して作成し又は取得した異議申立人に関する小論文評定票、面接評定票及び合否判定表である。

(2) 本件個人情報2は、「平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考」に際して異議申立人が記述した小論文答案である。

(3) 「平成△年度福岡市□□□嘱託員特別選考」は、嘱託員の更新回数の満了に伴う新たな任用について、福岡市□□□において現に勤務し、平成△年3月31日をもって更新回数制限による任用期間が満了する嘱託員を対象者として、嘱託員の職種区分（AA，BB，CC）ごとに、平成▲年▲月▲日に小論文試験、同年▲月▲日に面接試験（個人面接）が実施され、同日に選考委員会において合否判定が行われた。

(4) 小論文試験は、職種区分別に2テーマあり、テーマごとに2名の評定員が評定を行い、評定員ごとに「小論文評定票」が作成され、テーマごとに各評定員がつけた評定の合計点を平均し、4段階の判定が行われている。「小論文評定票」は、評定員氏名、職種、テーマ区分、受験番号、評定項目、評定項目ごとの評定の内容・評定点数・配分計算後の評定点数、評定の合計点（配分計算後の評定点数の合計）及び評定方法で構成されている。また、参考として、小論文の4段階の「判定の目安」とされる点数区分及び合否判定基準も記載されている。

このうち、非開示とされている部分は、評定員氏名、評定項目ごとの評定点数・配分計算後の評定点数及び評定の合計点（配分計算後の評定点数の合計）である。

(5) 面接試験は、2会場設けられ、会場ごとに2名の面接員が面接し、面接員ご

とに「面接評定票」が作成され、最終的な判定は、4名の面接員の合議により行われている。「面接評定票」は、面接員氏名、職種、受験番号、受験者氏名、面接時間、評定項目、評定項目ごとの評定の内容・評定点数、特記事項欄、評定方法及び面接員判定の方法等で構成されている。また、参考として、合否判定基準が記載されている。

このうち、非開示とされている部分は、面接員氏名、評定項目ごとの評定点数、特記事項欄及び特記事項欄の右側の欄である。

(6) 選考委員会は、職種区分ごとに設置され、同委員会では、小論文判定及び面接判定を基に合否判定基準に基づき合議により合否判定が行われている。その時に使用した「合否判定表」は、職種区分ごとに作成されており、受験番号、受験者氏名、小論文と面接の区分、「評定・面接員」欄、各評定員及び面接員の評定点数、小論文のテーマごとの平均、各面接員の判定、小論文テーマごとの判定、面接の判定並びに合否判定等で構成され、複数の受験者のそれらが記載されている。

開示請求者の「合否判定表」のうち、非開示とされている部分は、「評定・面接員」欄、各評定員及び面接員の評定点数、小論文のテーマごとの平均並びに各面接員の判定である。

2 本件個人情報1及び本件個人情報2の開示・非開示の決定について

(1) 個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己に関する情報について、市民が積極的に関与する手段を定めたものであり、自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保障する制度である。

(2) したがって、個人情報の開示請求について判断するに当たっては、自己に関する情報の流れをコントロールする市民の権利を十分に尊重する見地から、開示を原則とし、例外として非開示とする情報については、必要最小限に止めるべきである。

(3) 実施機関は、本件個人情報1の一部及び本件個人情報2が条例第20条第6号に該当するとして本件処分を行っていることから、当審議会は、本件個人情報1及び本件個人情報2のすべてを精査した上で、条例第20条第6号の該当性を検討する。

3 条例第20条第6号該当性について

(1) 条例第20条第6号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。

(2) 今後の選考試験の予定について、異議申立人は、本件の特別選考は今回限りのものであり、今後、同様の選考試験は予定されていない、と主張している

が、福岡市□□□嘱託員の任用期間は1年以内で、任用の更新回数は◇回が限度であること、また、それ以外の事情によって欠員が生じることもあり得ることから、今後も何らかの選考試験が行われることを前提に以下のとおり判断する。

(3) 評定員及び面接員の氏名について

小論文試験及び面接試験においては、多肢択一式の筆記試験や語句を答えさせる口頭試問のように正解と不正解の区別が容易である試験と異なることや、嘱託員の新たな任用にあたっての選考試験として、受験者の知識だけでなく能力や適性・適応性等についても判断を行うことから、各評定員及び面接員が一定の方法に従って中立公正に評定・判定を行っても、個々の評価に幅が出るという特性がある。このため、評定員及び面接員の氏名の開示が前提となった場合、評定員及び面接員が、試験の結果に納得しない受験者等から評定・判定に対する質問や苦情、批判、非難等がなされることを懸念して、率直で適切な評価を困難にすることを否定できず、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

特に、本件処分においては、評定項目、評定の内容、配点、評定方法、判定結果等を開示しているため、評定員及び面接員の氏名を開示すると、個々の評価の妥当性に関する問い合わせ等が寄せられる可能性があるが、受験者の個々の具体的な採点について、すべてを詳細かつ具体的、客観的に説明することは困難であり、受験者等から問い合わせがあっても答えないものとする扱いは可能であるものの、評定員及び面接員が事実上応答を余儀なくされる状況が考えられ、評定員及び面接員の確保を含めた将来の選考試験実施業務に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示が妥当である。

なお、異議申立人は、実施機関が評定員及び面接員の氏名を開示しないことは、説明できない選考や説明と異なる人物に依頼しているのではないかとの不信感を与え、公平・公正な選考がなされたのか疑いを増大させる旨主張するが、それは評定員及び面接員の選任の適否や試験の妥当性に関する主張であって、個人情報の開示の適否に関するものではなく、上記の判断を覆すものではない。

(4) 評定点数、小論文の平均、各面接員の判定、特記事項等について

小論文試験及び面接試験においては、各評定員及び面接員が一定の方法に従って中立公正に評定・判定を行っても、個々の評価に幅が出るという特性があることから、実施機関は、複数の評定員の評定点数の平均や面接員の合議により判定を行うこととしているものであり、各評定員及び面接員の評定点数や各面接員の判定を開示することは、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、各評定員及び面接員の評定点数、各面接員の判定、面接評定票の特記事項欄及び面接評定票の余白等への書込みが開示されることとなれば、評定員及び面接員が、率直な点数をつけることを躊躇する、面接において観察したことや感じたことを面接評定票の特記事項欄や余白等に記入することを控える、

といったおそれを否定できず、受験者の正確な能力の判定に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、今後も選考試験が繰り返し実施される可能性が高いことは(2)で述べたとおりであるところ、各評定員及び面接員の評定点数、各面接員の判定、面接評定票の特記事項欄及び面接評定票の余白等への書込みが開示されると、すでに評定項目、評定の内容、配点、評定方法、小論文の4段階の「判定の目安」とされる点数区分、小論文のテーマごとの判定結果や、面接員判定の方法、面接員の合議による判定結果が開示されていることから、これらと照合し、分析することが可能となる。そうすると、既受験者及びその関係者の受験対策に利用されるなどして、受験者の本来の能力の判定ができなくなるおそれがあるだけでなく、既受験者及びその関係者とそうでない者との間に不平等が生じることは避けられず、選考試験における受験者間の公平・公正の確保ができないため、非開示が妥当である。

もっとも、2名の評定員がつけた小論文のテーマごとの評定点数の平均については、これに基づく4段階の判定及び「判定の目安」とされる点数区分が開示されているため、平均がおおよそ何点か推測できること、また、平均の開示により個々の評定員の評定点数が明らかになるわけではないことから、開示することにより選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえず、開示が妥当である。

また、実施機関が非開示としている、面接評定票の特記事項欄の右側に印刷されている不動文字については、他の部分で既に開示されている情報と同様の情報であり、開示しても、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないことから、開示が妥当である。

(5) 小論文答案について

小論文答案を開示すると、すでに評定項目、評定の内容、配点、評定方法、4段階の「判定の目安」とされる点数区分、判定結果が開示されていることから、これらと照合し、分析することが可能となり、上記(4)で述べたのと同様に、受験対策に利用される可能性が否定できず、受験者の本来の能力の判定ができなくなるおそれがあるだけでなく、既受験者及びその関係者とそうでない者との間に不平等が生じることは避けられず、選考試験における受験者間の公平・公正の確保ができないため、非開示が妥当である。

また、受験者が、既に開示されている評定項目、評定の内容、配点、評定方法及び「判定の目安」を用いて自己又は第三者による採点・判定を行い、開示された判定結果との相違を取り上げるなどして、評価の妥当性に関する問い合わせ等を事務局に寄せる可能性も否定できないが、そのような問い合わせ等に対して、詳細かつ具体的、客観的な説明を行うことはそもそも困難であり、選考試験実施業務に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示が妥当である。

以上により、実施機関が本件個人情報1及び本件個人情報2について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成23年 4 月 15 日	実施機関から諮問（諮問第49号）
平成23年 4 月 27 日	実施機関から諮問（諮問第57号）
平成23年 5 月 30 日	実施機関から弁明意見書を受理 （諮問第49号）（諮問第57号）
平成23年 6 月 30 日	異議申立人から反論意見書を受理 （諮問第49号）（諮問第57号）
平成23年 6 月 22 日（第110回不服申立て部会）	審議
平成23年 7 月 20 日（第111回不服申立て部会）	実施機関・異議申立人から 意見聴取及び審議
平成23年 8 月 24 日（第112回不服申立て部会）	審議
平成23年 9 月 14 日（第113回不服申立て部会）	審議
平成23年10月26日（第114回不服申立て部会）	審議
平成23年11月16日（第115回不服申立て部会）	審議
平成23年12月21日（第116回不服申立て部会）	審議

別表 実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分

実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断 の記載箇所
「合否判定表」中の小論文各テーマの平均	第4 3 (4)
「面接評定票」の特記事項欄の右側に印刷されている不動文字	第4 3 (4)